

○ 室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

地方自治法の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、所要の改正を行うもの

2. 条例改正の概要

これまで国の事務処理マニュアルにおいて支給しないことを基本とするよう示されていたが、地方自治法の一部改正により、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、国の非常勤職員及び本市正職員との均衡を図るため改正するもの

○支給対象：期末手当と同様（※任期の定めが6月以上かつ1週間の正規の勤務時間が15時間30分以上の月額会計年度任用職員）

勤勉手当	6月期	12月期	計
令和6年度以降	1.025月	1.025月	2.05月

○影響額[概算] (単位：千円)

	一般会計	国保会計	後期会計	介護会計	一般+特会
勤勉手当	83,464	6,060	542	2,833	92,899
共済費	14,867	1,091	98	514	16,570
計	98,331	7,151	640	3,347	109,469

○具体例（事務補助員 週27時間勤務の6年目給与） (単位：円)

	月額報酬	年額報酬	期末手当	勤勉手当	合計
改正前	136,700	1,640,400	334,914	0	1,975,314
改正後	136,700	1,640,400	334,914	280,234	2,255,548
差額	0	0	0	280,234	280,234

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。